

監察官講話 ～ 非行の根絶 ～

1 国税庁監察官制度の概要

2 最近の懲戒処分の状況

3 身近な職務上の犯罪

- ・ 文書の取扱いに係る犯罪

- ・ 秘密の取扱いに係る犯罪

- ・ 財産や利得を得る犯罪

4 職務関連非行

5 公務外非行

6 国家公務員倫理法違反

令和1年7月29日

監 察 官 講 話

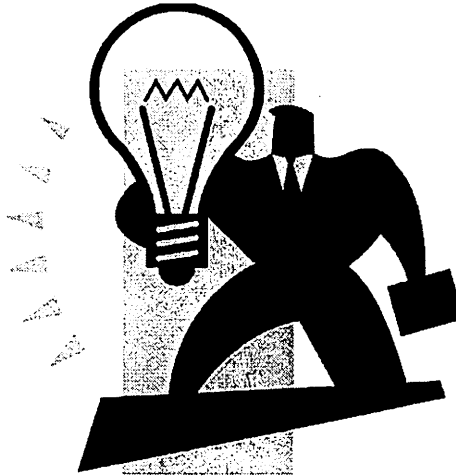
～ 非行の根絶 ～

国税庁監察官室

本日の講話の内容

- 1 国税庁監察官制度の概要
- 2 最近の懲戒処分の状況
- 3 身近な職務上の犯罪
- 4 職務関連非行
- 5 公務外非行
- 6 国家公務員倫理法違反

1 国税庁監察官制度の概要



国税庁監察官制度の歴史

- 1949年6月1日 国税庁発足
国税庁監察官制度創設
 - 国税庁に「監察官室」を設置（監察官定員60名）
 - 11の国税局に分室を設けて、監察官を派遣
- 1951年4月1日 定員を120名に増員
- 1965年5月7日 東京、大阪、名古屋国税局に
監察官補20名を新設
- 1980年7月10日 関東信越国税局に監察官補
2名新設
(その後、庁に官補2名新設、再任用職員の官補12名増設)

国税庁監察官制度創設の背景

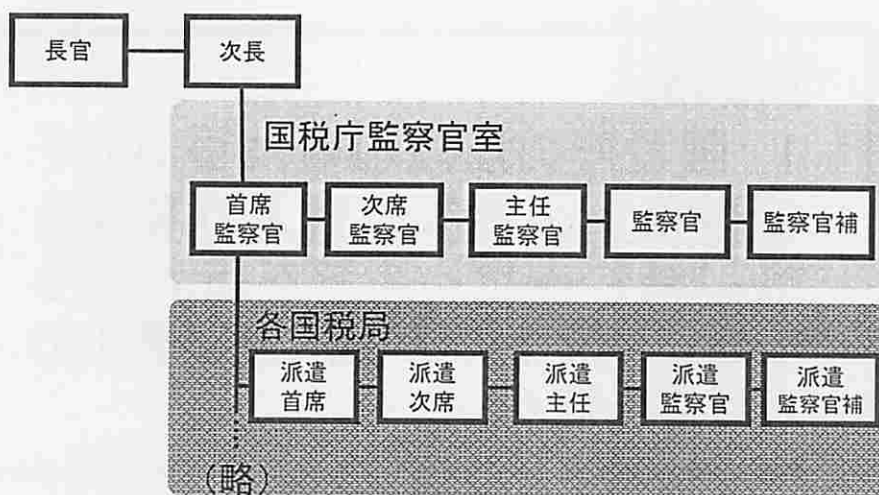
○ 1945年の第二次世界大戦後、財産税、取引高税の創設や申告納税制度を導入 → 納税者数が急激に増加

○ 戦後間もない時期であり、急激なインフレの中、経済社会が混迷、不当に税負担を軽減する納税者が多数 → 事務量の増加・脱税者の取締り

○ 税務職員の定員増加が必要となり、大量に採用
→ ① 公募による試験採用でなかった
② 研修等不十分
③ 短期間に大量採用したため、職員の資質に問題あり

○ 税務職員の収賄等の非行が多発 → 監察官制度導入の必要性

監察官組織の概略



(注) 派遣監察官は、正式には「〇〇派遣国税庁監察官」という。

監察官の任務

- ・国税庁の所属職員に対して「監察」を行う
- ・国税庁の所属職員の在職中の職務関連犯罪の「捜査」を行う

財務省設置法

第26条

1 国税庁の所属職員についてその職務上必要な監察及び第4条第21号に掲げる事務を行わせるため、国税庁に国税庁監察官120人以内を置く

財務省設置法

第4条

二十一 法令の定めるところに従い、第27条第1項に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置を採ること

財務省設置法

第27条

- 1 国税庁監察官は、次に掲げる犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。
 - 一 国税庁の所属職員がしたその職務に関する犯罪
 - 二 国税庁の所属職員がその職務を行う際にした犯罪
 - 四 国税庁の所属職員に対する刑法第198条の犯罪

「監察」とは？

- ・職員の行為について服務上の適否を調査
- ・非行の防止
- ・非行の発見
- ・これらに伴う処理手続

「捜査」とは？

監察官は、次に掲げる犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査する。

- 1 国税庁に所属職員がしたその職務に関する犯罪
⇒職務を執行する行為に伴う犯罪
⇒又はその職務と客観的に密接な関連を有する性質の犯罪
- 2 国税庁の所属職員がその職務を行う際にした犯罪
⇒職員が、その権限内の職務執行の機会になした全ての犯罪

「非行」とは？

国家公務員法第82条第1項各号に掲げる懲戒の事由に該当するすべての行為をいい、全ての犯罪及び犯罪とはされない違法又は不当な行為を含む

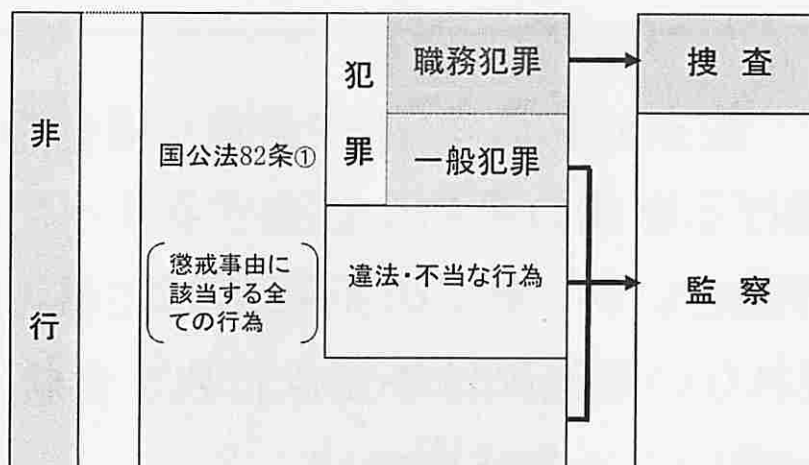
⇒幅広く位置づけられている

懲戒処分とされる場合（法第82条第1項）

職員が

- ① 国家公務員法又は国家公務員倫理法若しくはこれらの法律に基づく命令に違反した場合
- ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- ③ 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

「非行」の形態による監察官の対応



懲戒処分(国家公務員法第82条)

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 免 職 | 職員としての身分を失わせる処分 |
| 停 職 | 1日以上1年以下の期間職務に従事させない処分 |
| 減 給 | 1年以下の期間、俸給月額の1/5以下に相当する額を給与から減ずる処分 |
| 戒 告 | その責任を確認し、その将来を戒める処分 |

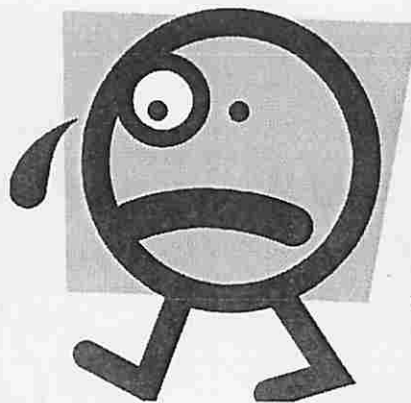
矯正措置

訓告 任命権者が文書(訓告書)を交付して
注意を喚起することにより、その職務
遂行に関する行為を矯正することを
目的

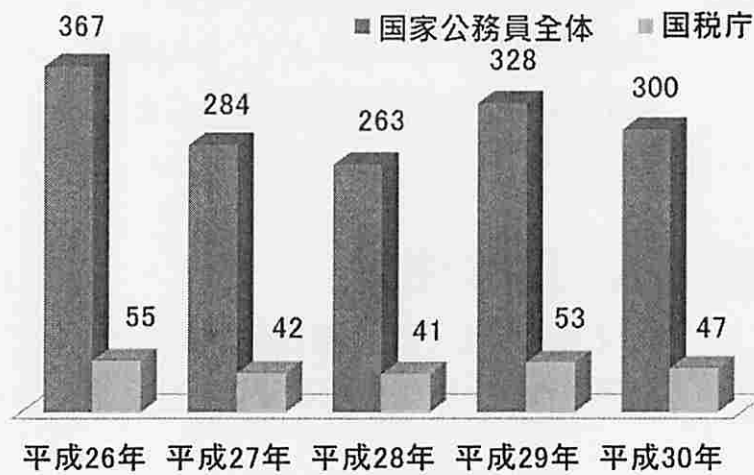
嚴重注意又は注意

任命権者若しくは所属長が、口頭で
注意を促し、将来を戒めることを目的

2 最近の懲戒処分の状況



過去5年間の懲戒処分の状況



19

平成30年における懲戒処分等の状況 (府省庁別)

府省庁名	処分数
法務省	68人
国土交通省	51人
国 税 庁	47人
海上保安庁	25人
厚生労働省	21人

国家公務員法上の懲戒処分
が科されます。



役職・実名まで報道されます。



刑事罰が科されます。



家族まで大きな影響を受けます。



最近の送致事件

27

守秘義務違反、虚偽公文書作成、
詐欺 《5件》

29

虚偽公文書作成 《1件》

30

詐欺、虚偽公文書作成、窃盗
《4件》

※事務年度、28事務年度は送致事件なし

3 身近な職務上の犯罪



文書の取扱いに係る犯罪



秘密の取扱いに係る犯罪



財産や利得を得る犯罪



文書の取扱いに係る犯罪



国税徴収官が不動産登記簿謄本 不正取得 (H30.2.13)

【送致事例】

○国税局は、税務調査に必要と偽り、自宅近隣や所有する土地等の不動産登記簿謄本を不正取得したとして、虚偽有印公文書作成・同行使容疑で○地検に書類送検した。

職員が虚偽の照会文書を作成 (H31.4.27)

【送致事例】

T国税局は、査察部で調査を担当していた職員が、妻の名義のクレジットカード情報を入手するため、T国税局長名義の照会文書を作成、カード会社に郵送し、回答させたとして、職員を懲戒免職にした。同日、T地検は、同職員を虚偽有印公文書作成・同行使罪で在宅起訴した。
(N新聞)

基本は事務処理手順の遵守！

文書に関する犯罪事例

- 1 公用文書等毀棄罪(刑法258条)
- 2 公文書偽造罪(同法155条)
- 3 虚偽公文書作成罪(同法156条)
- 4 私文書偽造罪(同法159条)
- 5 公電磁的記録不正作出罪(同法161条の2)
- 6 公印不正使用罪(同法165条)

秘密の取扱いに係る犯罪

秘密漏えい
(守秘義務違反)



職務外収集



秘密漏えい罪の適用法令

調査事務等に関する守秘義務違反
(国税通則法第127条)

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

秘密を守る義務(国家公務員法第100条)

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

個人情報職務外収集 (行政機関個人情報保護法)

(第55条)

行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

納税者情報漏えいの疑いで書類送検 (H30.4.27)

N国税局は、職務外の目的で職務上知り得た納税者の住所、生年月日などの個人情報を交友関係にあった知人に漏らしたとして、女性職員を減給10分の2(3月)の懲戒処分とした。

職員は、処分の日に辞職した。 (S新聞)

～守秘義務違反を起こさないために～



職務上知り得た秘密は漏らさない



預り書類の管理は厳格に行う



自宅に仕事を持ち帰らない



酒席等では仕事の話をしてはいけない



酒席等に仕事の書類を携行しない



自宅のパソコンに仕事内容を入力しない

財産や利得を得る犯罪

収賄



私文書偽造
(国庫金搾取)

横領



税務署員を収賄・税理士類似行為 等で懲戒免職

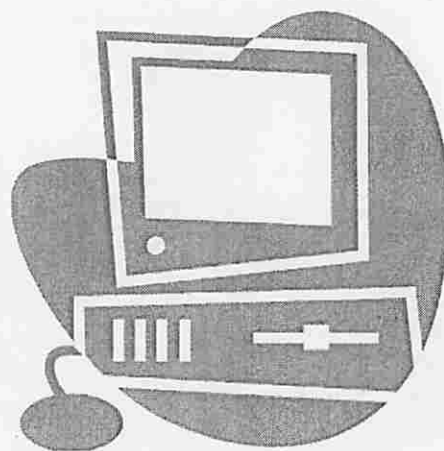
(H26.6.7)

【送致事例】

税務調査先の税額を低く抑える見返りに現金約340万円を受け取ったなどとして、〇国税局は上席調査官を懲戒免職処分にした。他に、確定申告書などの作成を請け負った対価として計920万円も受け取っていた。国税当局は、収賄容疑などで職員を〇地検に書類送検した。

(N新聞)

4 職務関連非行



部内システムデータの不正変更 入力等で停職3月

(H29.6.17)

F国税局は、税務調査を担当した企業のデータをシステム上で不正に変更したとして、20代の事務官を停職3月とする懲戒処分にした。

企業から利益供与はなかったとしている。

職員は、処分の日に辞職した。

(M新聞)

勤務中の株取引で職員を減給処分 (H30.4.13)

T国税局は、勤務時間中に庁舎内のトイレや出張中の電車内等で、自己のスマートフォンを利用して株取引を計1,314回行ったとして、国税徴収官を減給10分の1(3月)の懲戒処分とした。

この徴収官は、同局調査部に勤務していた際、内規で禁止されている自己が在籍する部門が所管する法人に係る株取引も行っていたが、インサイダー取引に当たる行為はなかった。(M新聞)

5 公務外非行



飲酒に起因した非行



酒気帯び運転容疑で逮捕の税務職員を懲戒処分

(H29.3.18)

K国税局は、酒気を帯びて自動車を運転した上、道路脇の電柱に衝突して道交法違反(酒気帯び運転)容疑で2月に逮捕された男性国税調査官を停職6か月の懲戒処分にしたと発表した。

調査官は、処分の日に辞職した。

(A新聞)

交通事故・交通違反を起こすと…

刑事

- 懲役・罰金などの刑罰

行政

- 免許停止、取消し

民事

- 被害者への賠償責任

国家公務員法

- 懲戒処分の対象

税理士類似行為等



痴漢、盗撮、暴行・器物損壊、窃盗



駅構内で盗撮の税務職員、逮捕 (H28.7.24)

職員は、平成28年7月23日、駅構内のエスカレーターで女性会社員のスカートの中を盗撮したとして県迷惑防止条例違反の容疑で現行犯逮捕された。
(S新聞)

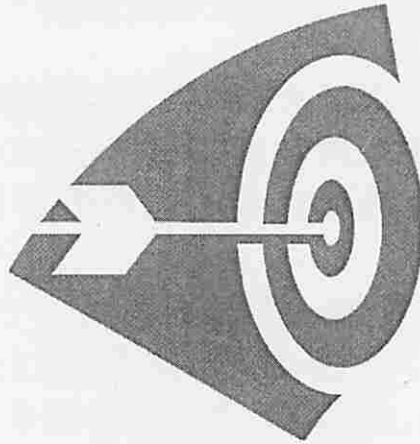
職員は、その後、常習盗撮行為で起訴され、○国税局は、一審の懲役6月(執行猶予3年)の有罪判決、控訴審(棄却)を踏まえ、減給10分の2(3月)の懲戒処分とした。

339万円不正還付、税務署員を告発 (H29.6.17)

T国税局は、上席国税徴収官が親族名義の申告で源泉徴収税額を過大に記載したうその還付申告書を作り、7年間で所得税約339万円を不正還付させていたとして懲戒免職処分にするとともに、詐欺容疑で検察庁に告発した。

(A新聞)

6 国家公務員倫理法違反



利害関係者

- 審査請求をしている者及び審査請求をしている法人の役員等
- 審査請求人の代理人
- 原処分庁の調査担当者、調査担当者と同じ部門の者、異議担当、担当統括官、担当副署長、署長など
- 原処分庁を指導する国税局の担当職員など
(いずれも、審査請求をしてから裁決がなされるまでの間)

- 金銭、物品又は不動産の贈与
- 酒食等のもてなし
- 金銭の貸付け
- 無償での物品又は不動産の貸付け
- 無償でのサービスの提供
- 麻雀・ゴルフや旅行



- 社会通念上相当と認められる程度を超えて
 供給接待などを受けてはならない
- 飲食物の料金などを、その場に居合わせな
 かった者に支払わせること(いわゆる「つけ
 回し」)をしてはならない



税務調査先から借金、職員を懲戒処分

(H29. 6. 23)

T国税局は、税務調査先から10万円を借りたほか、職員組合の組合費約123万円を私的流用したなどとして、上席国税調査官を国家公務員法違反と倫理規定違反で停職3か月の停職処分にした。借金の見返りに調査先に便宜を図った形跡は確認できなかったという。職員は処分の日に辞職した。

(M新聞)

風通しのよい職場作り

～風通しのよい職場～

自分の存在を認めてもらえる職場

他の人に関心を持つ職場

他の人の立場になって考える職場

終